

◎新潟県告示第1109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年9月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
デイホーム津有	新潟県上越市 四ヶ所357番地 1	社会福祉法人上 越市社会福祉協 議会	通所介護  介護予防通所介護	平成25年6月28日	平成25年8 月1日
有限会社介護 サービスライ フ	新潟県長岡市 大島本町3丁目 8番地8	有限会社介護サ ービスライフ	福祉用具貸与  介護予防福祉用具 貸与	平成25年7月4日	平成25年8 月3日
有限会社介護 サービスライ フ	新潟県長岡市 大島本町3丁目 8番地8	有限会社介護サ ービスライフ	特定福祉用具販売  特定介護予防福祉 用具販売	平成25年7月4日	平成25年8 月3日